

## 一般社団法人ワールズ・ミート・ジャパン 謝金規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人ワールズ・ミート・ジャパンの事業に伴うボランティアスタッフに対する謝金（以下「助手料」という。）の支払いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本規程は、はこだて国際民俗芸術祭ならびにもぐもぐフェスティバルおよびわくわくフェスティバルにおいて特に専門的な技術を要しかつ時間を必要とするボランティアスタッフ（以下「特命スタッフ」という。）に対する助手料に適用する。

### (助手料の支払基準)

第3条 特命スタッフの助手料は、原則として次表の標準単価を適用する。

|     |       |        |
|-----|-------|--------|
| 助手料 | 1日あたり | 6,000円 |
|-----|-------|--------|

- 2 前項にかかわらず、代表理事が必要と認めるときは、ボランティアスタッフに周知を行いまたは特命スタッフと協議のうえ、その単価を変更することができる。

### (助手料の支払方法)

第4条 助手料は特命スタッフが指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。口座への振込によることができない場合は他の方法により支払うことができる。

附則（2024年8月4日全代表理事同意）

- 1 この規程は、2024年8月4日から施行する。
- 2 この規程は、2024年1月1日から適用する。